

第160回横浜市都市計画審議会の開催について

第160回横浜市都市計画審議会を次のとおり開催します。

1 日時

令和3年11月12日(金) 午後1時開始

2 会場

横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式)
横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

都市計画決定及び変更関連

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名

6 傍聴の申込方法

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受け付けします。

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

7 取材について

傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

なお、会場内の写真撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

【会場案内図】



横浜市都市計画審議会

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 立石 孝司 TEL045-671-2663

第160回横浜市都市計画審議会案件表

日時 令和3年11月12日(金)午後1時開始
 場所 横浜市市会議事堂3階多目的室
 (WEB会議形式)

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No.1	1336	横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道の決定	<p>【相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）】</p> <p>(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業は、鶴ヶ峰駅周辺において、相模鉄道本線を地下化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものです。</p> <p>道路と鉄道との連続立体交差化により、10箇所の踏切を除却することで、踏切における渋滞の解消、歩行者の安全性の向上、災害時等における緊急活動の迅速化を図るとともに、鉄道により分断されていた地域の一体化を実現するため、相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)を決定します。</p>
No.2	1337 ～ 1338	横浜国際港都建設計画 公園の変更	<p>【2・2・816号谷津第二公園】(1337) 【3・2・1201号白根公園】(1338)</p> <p>平成28年6月に改定した「横浜市水と緑の基本計画」において、長期未整備区域を含む都市計画公園・緑地について、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討するとしていきます。</p> <p>このたび、「都市計画公園・緑地の見直しに関する基本的な考え方」に基づく検証を行い、現在の公園管理区域と整合を図るため、都市計画公園の区域及び面積を変更します。また、白根公園については、面積の変更に伴い名称を変更します。</p>

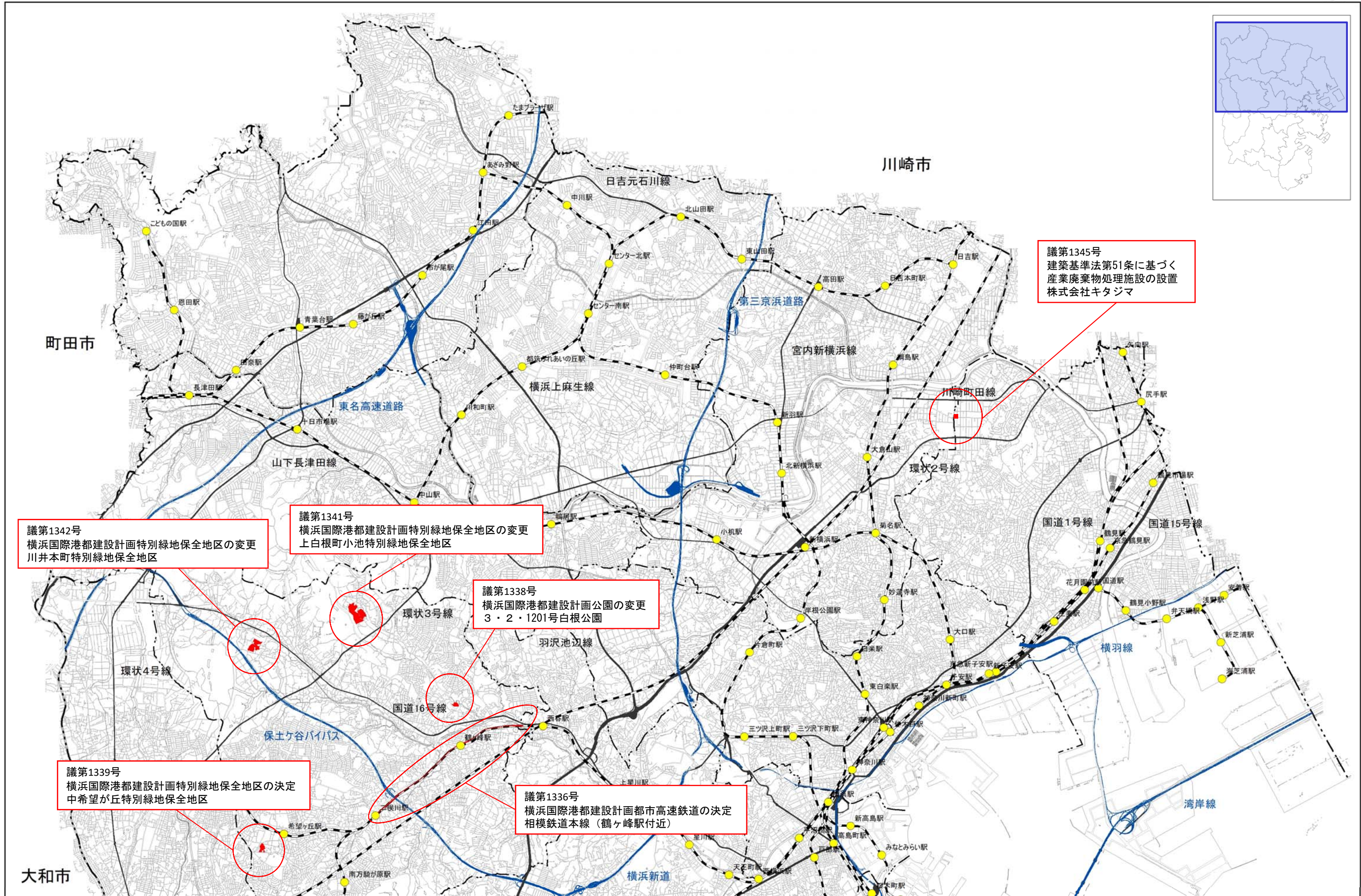
No.3	1339 ～ 1340	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	<p>【中希望が丘特別緑地保全地区】(1339) 【和泉町蟹沢特別緑地保全地区】(1340)</p> <p>本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。</p>
	1341 ～ 1342	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【上白根町小池特別緑地保全地区】(1341) 【川井本町特別緑地保全地区】(1342)</p> <p>既存の区域に近接又は隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>
No.4	1343	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	<p>農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。</p>

2 その他案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No.5	1344	生産緑地法 第10条の2第3項に基づく 特定生産緑地地区の指定	<p>既に生産緑地地区として指定されている区域のうち、その保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを特定生産緑地地区として指定することについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、横浜市都市計画審議会の意見を伺います。</p>
No.6	1345	建築基準法第51条に基づく 産業廃棄物処理施設の設置	<p>【株式会社 キタジマ】</p> <p>鶴見区駒岡二丁目に設置している産業廃棄物処理施設の処理能力を増強するものです。</p>

横浜市位置図 (北部)

0 0.5 1 2 3 4 km



議第1342号
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更
川井本町特別緑地保全地区

議第1341号
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更
上白根町小池特別緑地保全地区

議第1338号
横浜国際港都建設計画公園の変更
3・2・1201号白根公園

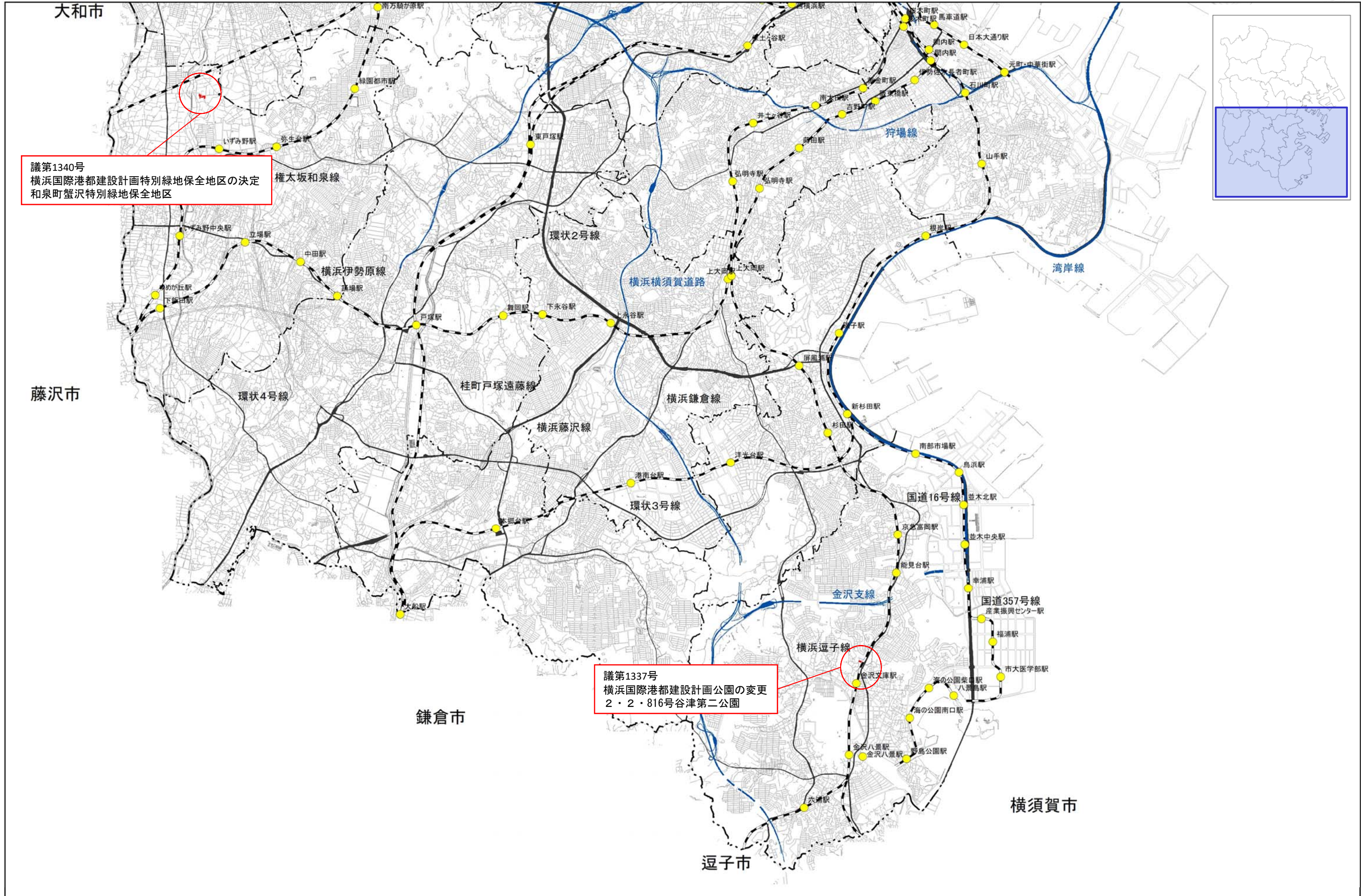
議第1339号
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定
中希望が丘特別緑地保全地区

議第1336号
横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の決定
相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)

議第1345号
建築基準法第51条に基づく
産業廃棄物処理施設の設置
株式会社キタジマ

横浜市位置図 (南部)

0 0.5 1 2 3 4 km



議第1340号
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定
和泉町蟹沢特別緑地保全地区

議第1337号
横浜国際港都建設計画公園の変更
2・2・816号谷津第二公園



横浜市都市計画審議会委員名簿

令和3年11月12日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学大学院教授	環境デザイン
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	杉原 光昭	神奈川県弁護士会	法律
	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	大森 義則	一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	建築
横浜市議員	清水 富雄	横浜市会議長	市議
	高橋 正治	横浜市会副議長	市議
	草間 剛	政策・総務・財政委員会委員長	市議
	遊佐 大輔	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
	安西 英俊	市民・文化観光・消防委員会委員長	市議
	斎藤 真二	こども青少年・教育委員会委員長	市議
	高橋 のりみ	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	行田 朝仁	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	市議
	山本 たかし	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	藤代 哲夫	水道・交通委員会委員長	市議
住横浜市民の	網代 宗四郎	自治会・町内会長	市民
	小宮 美知代	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	田邊 博敏	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
臨時	大川 広	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

No. 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の都市計画決定に関する案件概要

議第1336号 横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の決定

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	相模鉄道本線 (鶴ヶ峰駅付近)	保土ヶ谷区 西谷四丁目	旭区 二俣川 2丁目	旭区 鶴ヶ峰 二丁目	約 3,240m			線路線数2 一部4 連続立体 交差事業
		旭区 西川島町	旭区 本村町		約 2,130m	地下式		
				約 1,100m	地表式	自動車専用道路との 立体交差1箇所 幹線街路との 立体交差1箇所		
	なお、旭区白根一丁目及び鶴ヶ峰二丁目地内に鶴ヶ峰駅を設ける。							

(内容)

(仮称)相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業は、踏切安全対策を図るため、鶴ヶ峰駅周辺において、相模鉄道本線を地下化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものです。

本事業を実施する区域には、道路と相模鉄道本線が交差する箇所に合計10箇所の踏切が存在しています。これらの踏切により道路が分断されていることで、交通渋滞が発生し、高齢者等の歩行者の安全性確保や災害時の緊急活動について支障をきたす可能性があります。また、鶴ヶ峰駅南側では、平成19年に市街地再開発事業が完了しており、現在は、北側でまちづくりの検討が進められていますが、線路や踏切により地域が分断され、南北の一体的なまちづくりの進捗に大きな障害となっています。

このたび、道路と鉄道との連続立体交差化により、10箇所の踏切を除却することで、踏切における渋滞の解消、歩行者の安全性の向上、災害時等における緊急活動の迅速化を図るとともに、鉄道により分断されていた地域の一体化を実現するため、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）を都市計画決定します。

No.2 公園の変更に関する案件概要

議第1337号 横浜国際港都建設計画公園の変更

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・816	谷津第二公園	金沢区 谷津町	約0.16ha	広場、遊戯施設、 植栽

(内容)

本市では、都市構造や社会状況の変化に適切に対応するため、「都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方」に基づき、都市計画公園区域において直近の公開後 20 年以上の未整備区域を含む都市計画公園を対象に見直しを進めています。

本公園は、金沢区の中央部、京急本線金沢文庫駅の北側に位置する街区公園で、昭和 49 年に生活環境の向上を目的に都市計画決定し、昭和 50 年に公開しました。

当時、本公園西側には谷津保育園と横浜国大寮が隣接していましたが、平成 3 年に横浜国大寮は廃寮となり、跡地が本市に返還されました。これを受けて、当該跡地を公園及び保育園用地として利用することを決定し、公園用地の一部を保育園用地に所管替えするとともに、公園の拡張整備を行い、平成 8 年に整備後の形状に合わせて公園管理区域を変更しました。

しかし、都市計画公園区域に保育園用地が含まれたままになっており、公園管理区域との不整合が生じているため、直近の公開後 20 年以上の未整備区域を含む公園となっています。

このたび、「都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方」に基づく検証を行い、現在の公園管理区域と概ね整合を図るため、都市計画公園の区域を変更します。

議第1338号 横浜国際港都建設計画公園の変更

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・2・1201	白根公園	旭区白根三丁目	約0.7ha	運動広場、植栽、 子供の遊び場

(内容)

本市では、都市構造や社会状況の変化に適切に対応するため、「都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方」に基づき、都市計画公園区域において直近の公開後20年以上の未整備区域を含む都市計画公園を対象に見直しを進めています。

本公園は、旭区の東部、相模鉄道本線鶴ヶ峰駅の北側に位置する近隣公園で、遊具のある広場やスポーツができる広場などを備えており、周辺地域の急速な市街化に伴う公園整備の需要に対応するため、昭和42年に都市計画決定しました。その後、昭和45年に部分的に供用を開始しましたが、都市計画公園区域には社寺林などが含まれたままになっており、公園管理区域との不整合が生じているため、直近の公開後20年以上の未整備区域を含む公園となっています。

このたび、「都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方」に基づく検証を行い、現在の公園管理区域と整合を図るため、都市計画公園の区域を変更します。あわせて、面積の変更に伴い名称を変更します。

No. 3 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1339号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
中希望が丘特別緑地保全地区	約 1.1ha	

(内容)

中希望が丘特別緑地保全地区は、旭区南西部、相鉄本線希望が丘駅の南西約 0.4 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、緑の 10 大拠点などの樹林地・農地を保全するとともに雨水の浸透域を保全としています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1340号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
和泉町蟹沢特別緑地保全地区	約 0.6ha	

(内容)

和泉町蟹沢特別緑地保全地区は、泉区北西部、相鉄いずみ野線いずみ野駅の北西約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地保全制度により樹林地の保全を進めるとともに、市民の森や公園などを身近な緑の拠点として活用するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1341号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.0ha	
旧	上白根町小池特別緑地保全地区	約 3.1ha	

(内容)

上白根町小池特別緑地保全地区は、旭区北部、JR横浜線中山駅の南西約2.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「三保・新治地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月、平成27年12月、令和2年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1342号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	川井本町特別緑地保全地区	約 3.1ha	
旧	川井本町特別緑地保全地区	約 2.3ha	

(内容)

川井本町特別緑地保全地区は、旭区北西部、相鉄本線三ツ境駅の北約2.6キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指

定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 27 年 12 月、平成 28 年 12 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

No. 4 生産緑地地区の変更に関する案件概要

議第 1343 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	旧	増減
面積	約 272.4ha	約 276.8ha	△約 4.4ha
箇所数	1,580	1,601	△21

(△は減少を表す)

【今回の変更内容】

	指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追加 拡大	第7回線引き（区域区分）全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	2	0.24
	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0.46
	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0.90

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
廃止 縮小	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	2	△0.01

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は1,580箇所、面積は約272.4haとなります。

No. 5 特定生産緑地の指定に関する案件概要

議第 1344 号 生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定について

(内容)

特定生産緑地は、生産緑地指定から 30 年経過が近づいた農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を 10 年間延長することができる制度です。

横浜市特定生産緑地指定要領に基づき特定生産緑地を指定するにあたり、都市計画審議会において意見を伺います。今回の対象地は 870 箇所、約 149.3ha となります。

No. 6 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1345 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社キタジマ 新駒岡リサイクルセンター	
位 置	鶴見区駒岡二丁目 660 番 1 外 3 筆	
敷 地 面 積	1, 123. 76 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上 2 階建
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	531. 19 m ²
	延 床 面 積	917. 70 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破砕施設 7. 39 t / 日
	建 築 主	名称 株式会社キタジマ 住所 川崎市川崎区中瀬二丁目 3 番 1 号
運 営 主 体	名称 株式会社キタジマ 住所 川崎市川崎区中瀬二丁目 3 番 1 号	

(内容)

本事業者は、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬事業並びに産業廃棄物の中間処理事業を行っており、市内に 4 つの営業所を有しています。当施設は、国内の廃プラスチックの市況を鑑み更なるリサイクルを促進するため令和元年 8 月より操業しています。

今回、昨今の環境問題から廃棄物に関する規制の強化など今後起こり得る様々な事態に対応し、計画的に事業を継続していけるよう施設環境を整えていくため、稼働時間の延長を計画しています。稼働時間延長により、これまで運営していた処理能力より、建築基準法第 51 条の許可が必要な処理能力を超えることとなります。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への出入口には出庫灯を設けるなど周辺道路の交通に支障が生じないよう対策を講じていること。
- 3 騒音・振動の発生源に対して、十分な対策により条例の基準値未満であること。
- 4 隣接住民、隣接事業者及び周辺自治会等に事業内容を説明し、反対意見がないこと。